

公共下水道接続補助金 および 無利子貸付金 のお知らせ



公共下水道が整備された区域では法律により下水道接続をすることになっています。糸満市では、浄化槽や汲み取りから公共下水道への切り替え工事に対して、補助金や貸付金を行つていきます。この機会に公共下水道へ未接続の建物については、早急に接続するようお願いします。

公共下水道接続補助金

対象者 ①工事を行う建物の所有者または居住者、もしくは土地の所有者、②国や県、市などから同様の補助または扶助を受けていない人、③市民税、固定資産税、国民健康保険税などを滞納していない人

条件 ▼補助金の交付申請については、必ず工事を着手する前に申請してください。▼予算がなくなり次第、補助金申請の受け付けを終了します。▼建物の新築や増改築に伴う工事は除きます。▼令和4年12月末日までに完了する工事であること。

無利子貸付金

条件 ▼保証人が必要です。▼

区分		補助額
合併処理浄化槽を 設置している建物	補助対象工事費が5万円未満の場合	当該工事費の額
	補助対象工事費が5万円以上の場合	5万円
単独処理浄化槽 または汲み取り 式便所を設置し ている建物	補助対象工事費が10万円未満の場合	当該工事費の額
	補助対象工事費が10万円以上の場合	10万円

工事を着手する前に申請をしてください。

貸付限度額 25万円※返済は40回以内とします。

問い合わせ
水道部総務課
☎840・8145

高齢者肺炎球菌予防接種

問い合わせ
健康推進課 ☎840-8126

対象者には予診票(紫色の紙)を送付しています。詳しくは同封の案内用紙を確認してください。過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は対象外です。

接種期限 令和5年3月31日(金)
※接種期限を過ぎると全額自己負担(約9,000円)となります。

接種回数 1回

接種方法 指定の医療機関で個別接種(要予約)※指定医療機関については案内用紙を確認してください。

接種料金 4,000円
※生活保護受給者は、医療機関に受給証明書を提示することで無料で接種できます。

持参する物
高齢者肺炎球菌予防接種予診票、案内用紙
※接種する際は必ず予診票を持参してください。

対象者 糸満市に住所があり、次の①②に該当する人※対象となるのは今年度だけです。

①令和4年度に以下の年齢になる人

年齢	対象生年月日
65歳	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生
70歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生
75歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生
80歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生
85歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生
90歳	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生
95歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生
100歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日生

②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害がある身体障害者手帳1級の人

軽自動車の納税

納期は
5月31日!

5月は軽自動車税の納期です



▶**原動機付自転車(原付)、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車**

車両区分		税率(年)
原動機付 自転車 (原付)	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)		3,600円
小型二輪(250cc超)		6,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用	2,400円
	その他のもの	5,900円

▶**三輪、四輪の軽自動車**

車 両 区 分		税率(年)		
		①平成27年3月31日までに新規検査をした車両	①平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	③重課 最初の新規検査から13年を経過した車両
三 輪		3,100円	3,900円	4,600円
四 輪	乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
	乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
	貨物用(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円

※令和3年4月1日から令和4年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、一定の環境性能を有する対象車に該当する場合、令和4年度分に限り、下表の軽課税率が適用されます。

車 両 区 分		税率(年)		
		電気自動車、天然ガス軽自動車(概ね75%軽減)*1	ガソリン車・ハイブリッド車*2	
			(概ね50%軽減)	(概ね25%軽減)
三 輪		1,000円	2,000円	3,000円
四 輪	乗用(自家用)	2,700円	—	—
	乗用(営業用)	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用(自家用)	1,300円	—	—
	貨物用(営業用)	1,000円	—	—

*1 電気自動車・天然ガス軽自動車は、平成21年度排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両または平成30年排出ガス規制適合車に限る。

*2 乗用営業用車のうち、ガソリン車(ハイブリット車含む)について、令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両については概ね50%軽減、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両について概ね25%軽減

高額介護サービス費等の算定誤りについて
介護長寿課認定給付係
☎840・8133

介護保険制度においては、介護保険サービスを利用し、1月あたりの自己負担額の合計が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分を支給しています。公費負担医療の対象となっている介護保険サービスを利用した要介護被保険者については、公費負担医療による支給額を控除し、なお利用者負担が残る場合、その利用者負担額を高額介護サービス費等の自己負担額の算定に含めるべきところ、システム上の誤りにより含めずに計算していたことが判明しました。今後は早急にシステム改修に着手するなど再発防止に努めてまいります。また、該当者にはお詫びと追加支給についての案内の通知を送付させていただきます。

追加支給対象期間
令和2年3月～令和3年7月

追加支給対象者数 2人

追加支給金額 8529円

※対象者・金額は速報値です。